



暮らし

問 問い合わせ先 ☎ 電話番号 📠 FAX番号 🕒 利用時間 🏠 休館日 🌐 ホームページ

水道

漏水（水漏れ）

▶ 宅内の漏水

水道メーターよりも家屋側で漏水している場合は、市指定の給水装置工事事業者（水道局ホームページに掲載）または福岡市管工事協同組合が運営する給排水メンテナンスセンター（☎0120-1132-55）に修理を依頼してください（有料）。

問 水道局節水推進課

☎ 483-3138 📠 436-7841

▶ 道路上などの漏水

道路の配水管または道路の配水管から宅地内のメーターまで（直結増圧式の建物等の場合は第1止水栓まで）の漏水は、水道局保全課にご連絡ください。なお、夜間・土・日・祝休日の漏水などで緊急を要する場合は、営業時間外緊急電話受付センターへご連絡ください。

■ 営業時間外緊急電話受付センター

☎ 0120-290-432

🕒 平日17:30～翌8:45（土・日曜、祝休日、年末年始は24時間受付）

問 水道局保全課

☎ 292-0265 📠 472-9849

水道料金

問 お客さまセンター

☎ 532-1010 📠 533-7370

🕒 月～金曜8:45～17:30、土曜9:00～17:00（日曜・祝休日、年末年始を除く）

過去の水道料金や使用水量をインターネットからも確認できます。（利用者登録必要）

🌐 https://www.city.fukuoka.lg.jp/mizu/eigyo/life/web_top.html



水質

水道水の水質については、水道局水道水質センター（☎512-7377 📠551-9299）へ。

井戸水については、各区衛生課（☎P.22～25）にお問い合わせください。

下水道

下水道管の故障、つまったとき

道路区域内であれば、各区維持管理課（博多区・中央区は地域整備課、西区は土木第1課、土木第2課）（☎P.22～25）までご連絡ください。宅地内であれば最寄りの指定工事店か福岡市管工事共同組合が運営する給排水メンテナンスセンター（☎0120-1132-55）にご相談ください。

市が宅地内の排水設備の清掃や点検を業者に委託することはありません。

下水道の使用開始等、下水道使用料

下水道の使用開始・変更・中止の手続き先は、使用される水の種類（水道水、井戸水、雨水など）によって水道局または下記となります。手続き先がご不明の場合や下水道使用料については下記にお問い合わせください。

問 道路下水道局下水道料金課

☎ 711-4507 📠 733-5596

し尿のくみとり

し尿収集の申し込みは、お住まいの区生活環境課・西部出張所（☎P.22～P.25）までお願いします。また、臨時くみとりの申し込みについては、くみとり希望日の3営業日前までに（公財）ふくおか環境財団（☎752-7860 📠752-7862）へお申し込みください。

貸付・助成制度

排水設備分流化改造工事費助成制度

博多駅周辺地区と天神周辺地区の分流化告示区域において、各家庭や事業所などの排水設備を分流式に改造する工事費用を助成します。なお、対象区域が限定されますので、詳しくはお問い合わせください。

問 道路下水道局中部下水道課

☎ 711-4698 📠 711-4466

水洗便所改造資金の貸付制度

下水処理区域内となった既存家屋については、くみとり便所を水洗便所に改造する場合に工事資金を無利子で貸付けます（限度額あり）。

貸付けの対象となる工事は、水洗便所に改造するための便器およびこれに付属する洗浄用器具の工事並びにこれらと同時に施工する排水管等の新設工事並びに改造に伴う壁の補修等の改修工事及び台所、風呂等の排水管等の工事です。詳しくはお問い合わせください。

雨水流出抑制施設助成制度

■ 雨水貯留タンク

市内で戸建て住宅、共同住宅、事業所等へ雨水貯留タンクを設置する人を対象に、タンク購入費の一部を助成します。対象タンクは雨水貯留用として販売され、容量100ℓ以上のものです。詳しくはご購入の前にお問い合わせください。

■ 雨水浸透施設

市街化区域内（一部の地域を除く）で、戸建て住宅、共同住宅、事業所等に雨水浸透柵、雨水浸透管を設置する人を対象に、設置費用を助成します。

問 道路下水道局下水道管理課

☎ 711-4534 📠 733-5596

合併処理浄化槽設置助成制度

合併処理浄化槽の設置に係る費用の一部を助成します。

市域内の公共下水道事業計画区域および農業・漁業集落排水処理区域を除く地域の居住を目的とした建物について、合併処理浄化槽を新設する場合やくみとり便槽などから転換する場合に、設置費用の4割（限度額あり）を助成します。詳しくは電話でお問い合わせください。

問 道路下水道局下水道企画課

☎ 711-4428 📠 733-5533

暮らしに関する相談窓口

■環境保全に関すること

各区生活環境課(⇒P.22～25) か環境局環境保全課(☎733-5386 ㊟733-5592) へ。

コラム

黄砂やPM2.5 情報を提供します

黄砂とPM2.5の予測情報や「外出するときは、マスク等を着用しましょう。」などの高濃度時における「行動のめやす」を環境局ホームページや防災メール、福岡市LINE公式アカウントで提供していますので参考にしてください。また、PM2.5の測定値については、ホームページやPM2.5ダイヤル☎050-3000-2500(通話料は利用者負担)でも案内していますのでご利用ください。



■浄化槽、衛生害虫など

各区生活環境課⇒P.22～25

■居住環境の衛生対策

(ダニ、カビ、井戸水などの衛生)

各区衛生課環境係⇒P.22～25

■食品に関すること

各区衛生課食品係⇒P.22～25

霊園・葬祭場

■市立霊園

市役所窓口 ☎ 711-4869
平尾霊園管理事務所 ☎ 531-0655
三日月山霊園管理事務所 ☎ 662-7429
西部霊園管理事務所 ☎ 811-1733

■刻の森(福岡市葬祭場)

〒811-1355 南区松原 6-1-1
☎ 566-2551 ㊟ 566-2552
㊟ 10:00～16:00 ㊟ 1/1、春・秋各1日

ペット・動物

犬の登録・狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬には、生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。

■登録

令和5年3月1日以降に環境省にマイクロチップの登録・変更手続きを行った犬については、マイクロチップが鑑札とみなされるため、窓口での鑑札交付手続きは必要ありません。令和5年3月1日以前に環境省に登録を行った場合は、東部動物愛護管理センターにお問い合わせください。

マイクロチップの装着がない場合は、東部動物愛護管理センター、家庭動物啓発センター、各区保健福祉センター

(西区を除く)および福岡市獣医師会加盟の動物病院での鑑札交付手続きが必要です。

■狂犬病予防注射

福岡市獣医師会加盟の動物病院、集合注射会場、東部動物愛護管理センター、家庭動物啓発センターでは、予防注射と同時に注射済票の交付が可能です。

その他の場所で注射を受ける場合は、接種後に注射済票の交付手続きを東部動物愛護管理センター、家庭動物啓発センター、各区保健福祉センター(西区を除く)にて行ってください(注射済票の交付手続きは、オンライン申請も可能です⇒P.17)。

▶登録や狂犬病予防注射に関わる各種手数料など、詳細はホームページ「わんにゃんよかネット」をご覧ください。

■犬の登録変更

所有者や所在地の変更があった場合は30日以内に手続きが必要です。

マイクロチップを装着し、環境省に登録を行った犬については、環境省のサイトで変更手続きを行ってください。

マイクロチップを装着していない場合や、環境省に登録を行っていない場合は、東部動物愛護管理センターにお問い合わせください。

なお、以下の手続きについては、オンライン等の申請が可能です。詳しくはホームページ「わんにゃんよかネット」をご覧ください。

▶市内での転居(オンラインでの申請⇒P.17)

▶市外からの転入(郵送での申請)

■犬の登録の抹消(飼い犬が死んだとき)

マイクロチップを装着し、環境省に登録を行った犬については環境省のサイトで死亡の届出を行ってください。

マイクロチップを装着していない場合や、環境省の登録を行っていない場合、東部動物愛護管理センターへ電話かFAXでご連絡ください。インターネットでも手続きができます。(⇒P.17)

犬や猫についての相談

放れている犬を見かけたとき、犬や猫を飼えなくなったとき、犬のしつけ方相談などは、東部動物愛護管理センターへ。それ以外の猫に関することは、家庭動物啓発センターへご相談ください。

動物取扱業等について

ペットショップなど動物取扱業の登録、サルやヘビなど特定動物の飼養許可は東部動物愛護管理センターへお問い合わせください。

犬や猫の譲渡

最期まで適正に飼育していただく人を対象に、東部動物愛護管理センターでは犬猫を、家庭動物啓発センターでは猫のみ譲渡しています。譲渡できる犬猫は、健康面等で譲渡可能と判断された犬猫で、不妊去勢手術を実施しています(一部未実施あり)。

譲渡できる犬猫の情報は動物愛護管理センターのホームページから見るができます。譲渡費用は無料です。

問 東部動物愛護管理センター(あにまるぽーと)

〒813-0023 東区蒲田 5-10-1

☎ 691-0131 ㊟ 691-0132

問 家庭動物啓発センター(ふくおかどうぶつ相談室)

〒819-0005 西区内浜 1-4-22

☎ 891-1231 ㊟ 891-1259

㊟ <https://www.wannyan.city.fukuoka.lg.jp/>

わんにゃんよかネット

㊟ <https://reg.mc.env.go.jp/>

環境省の指定登録機関サイト

(マイクロチップの登録・変更手続き)



犬や猫などの死体

■死体の処理

井ノ口商会(☎ 671-3895 ㊟ 8:30～17:30 ㊟ 1/1～1/3)へご連絡ください。

飼い主がいるものは1体につき1,000円で収集し、廃棄物として処理します。道路などに放置され飼い主がないものは無料で収集します。

葬儀や納骨を希望される場合は、納骨施設などのあるペット霊園などの取り扱い業者にご依頼ください。

その他の相談窓口

■所有者不明の負傷犬猫の収容

夜間救急動物病院 ☎ 504-8999

㊟ 21:00～5:00

市獣医師会 ☎ 726-1404

㊟ 祝日、年末年始 9:00～17:00

土日については市獣医師会ホームページで各病院の診療時間を確認してください。

費用は無料、持ち込むことを条件

■休日のペットの診療所案内

市獣医師会 ☎ 726-1404

㊟ 祝日、年末年始 9:00～17:00

■野生動物の生態、飼育相談

市動物園 動物相談⇒P.76

■夜間(年中無休)のペット診療所案内

夜間救急動物病院 ☎ 504-8999

㊟ 21:00～5:00